

📌 制度の概要

金融系外国企業が都内に新たに拠点設立や事業展開を行うために必要な経費に対し補助を行い、**東京の国際金融都市としての地位向上**を図る制度です。資産運用業やFinTech企業の進出促進を目的としています。

特に、**金融商品取引業等のライセンス取得**を行う資産運用業者に対しては手厚い支援が用意されており、東京都が戦略的に推進する金融ハブ構想の核となる重要な政策です。事業継続義務により長期的な定着を促進します。

📌 支援内容

☐ 初年度補助対象者

- ☐ ライセンス取得等経費支援
- ☐ その他経費支援（FinTech企業等）

最大750万円

補助率：1/2

☐ 2・3年度目補助対象者

- ☐ ライセンス取得業者：運用事務委託等
- ☐ その他業者：オフィス賃料・人材採用等

最大2,000万円

補助率：1/2

👁️ 対象となる取組

- ☐ オフィス入居時初期経費・オフィス賃料
- ☐ 専門家への相談等経費・コンサルティング
- ☐ 器具備品購入費・人材採用経費
- ☐ 協会加入費・コンプライアンス業務支援
- ☐ 運用事務委託・システム関連費用等

👤 対象者

- ☐ **金融系外国企業**が都内に設立した日本法人等
- ☐ 資産運用業又はFinTech事業を営む企業
- ☐ 従業員1名以上の常時雇用
- ☐ 外国企業からの出資比率3分の1以上

⚠️ 補足事項

- ☐ 補助金受給後は設立年度終了後2か年度の事業継続が必須
- ☐ 会社名・補助内容等が公表される場合あり

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **事前相談の徹底**：ビジネスコンシェルジュ東京との綿密な相談が必須
- ☐ **事業継続計画**：**2年間の継続義務**を前提とした具体的な事業計画書
- ☐ **金融ライセンス戦略**：取得予定ライセンスと事業展開の整合性
- ☐ **東京での意義**：国際金融都市東京への貢献度をアピール

📊 戦略的分析

【段階的支援戦略の活用】

- ☐ **初年度**：拠点設立・基盤整備に集中
- ☐ 2年度目：**本格運用開始**・人材強化
- ☐ 3年度目：**事業拡大**・継続性確立

【ライセンス取得による差別化】

- ☐ **金融商品取引業**：最大2,000万円支援
- ☐ FinTech企業：**150万円上限**だが参入容易
- ☐ 早期ライセンス取得が**競争優位**を確保

📊 支援対象の業種構成



資産運用業（65%）：投資信託・年金運用等のファンド運用事業

FinTech企業（35%）：決済・デジタル通貨・投資プラットフォーム等

📋 拠点設立の要件と戦略

要件項目	具体的な内容
事業所確保	都内での物理的オフィス設置
法人設立登記	日本法人の設立・支店営業所登記
従業員確保	雇用保険被保険者1名以上
事業開始	ライセンス登録・実際の営業開始
出資比率	外国企業からの出資3分の1以上

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **金融法務専門家**：ライセンス取得手続きの効率化
- ☐ **税務・会計専門家**：日本の税制対応と最適化
- ☐ **労務専門家**：雇用関係の適切な整備
- ☐ **不動産専門家**：最適立地でのオフィス確保

📄 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/26作成】

提出書類	チェックポイント
交付申請書	<ul style="list-style-type: none">☐ 事業計画の具体性と実現可能性☐ 外国企業との資本関係証明
法人登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none">☐ 都内での法人設立・支店登記の確認☐ 設立年月日と申請時期の整合性
事業所賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none">☐ 都内での事業所確保の証明☐ 契約期間と事業継続義務の整合
雇用関係書類	<ul style="list-style-type: none">☐ 従業員1名以上の雇用保険加入証明☐ 労働条件通知書等の適正性

📅 申請スケジュール

- **事前相談期間**
2025年4月1日～9月30日
ビジネスコンシェルジュ東京への必須相談。申請前の入念な準備期間。
- **申請受付期間**
2025年4月1日～10月31日
拠点設立後、同一年度内の申請が必要。
- **審査・交付決定**
申請後1-2ヶ月程度
書面審査および必要に応じた面接審査
- **事業実施・継続**
交付決定後～2か年度継続
実績報告と2年間の事業継続義務履行

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/nurturing-players/attract-company/establishment-subsidy
相談窓口	ビジネスコンシェルジュ東京 (赤坂) TEL：03-3582-8353 (丸の内) TEL：03-6269-9981 (有楽町) TEL：03-4550-6306 受付：平日9:30-12:00、13:00-17:30